

## 役員選挙規程

運営委員会

### 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この規程は、日本トライボロジー学会（以下「本会」という）の役員選挙に適用する。

(選挙事務の管理)

第2条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

### 第2章 選挙権および被選挙権

(選挙権)

第3条 選挙告示日現在における本会の正会員は、役員選挙権を有する。

(被選挙権)

第4条 選挙告示日現在において引続き2年以上本会正会員である者は、被選挙権を有する。  
ただし、理事会推薦の役員候補者については、理事会の2/3以上の賛成があれば、2名を上限としてこの適用を除外することが出来る。

### 第3章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の定義)

第5条 選挙管理委員会は、本会の役員を選任するための組織である。なお、本会における役員とは、理事および監事を指す。

(選挙管理委員会の定数)

第6条 選挙管理委員の定員は、3名以上7名以内とする。

(選挙管理委員会の委嘱)

第7条 選挙管理委員は、本会役員以外の者で、本会正会員または名誉会員の中から理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員候補との関係)

第8条 選挙管理委員は役員候補者として推薦を受ける権利を有するが、それを応諾した場合には、ただちに選挙管理委員を辞任しなければならない。これにより委員会に欠員が生じた場合には、前項の規定によりそれを補充することができる。

(選挙管理委員会の委員長)

第9条 選挙管理委員長は委員の互選による。

(任期)

第10条 選挙管理委員の任期は、定時社員総会の次の日より翌年の定時社員総会の日までとし、再任を妨げない。ただし、3年をこえて同一人が継続して就任することはできない。

## 第4章 役員候補者

(役員候補者)

第11条 本章に定める手続きによって推薦を受け、応諾した者を役員候補者とする。

- 2 本章に定める手続きを完了するまでは、候補者として推薦を受けた者の氏名を公表してはならない。

(理事候補者の推薦)

第12条 次章に定める役員候補推薦委員会は、理事候補者を選挙管理委員会に推薦する。推薦すべき候補者の数は、改選理事数から当該期に理事会の決定により増員又は減員される理事数を調整した後の数に1/3を乗じ、小数点以下を切り捨てた数とする。

- 2 理事会は、選挙管理委員会より前号による理事氏名の提示を受けたのち、前号による候補者を除く理事候補者を選挙管理委員会に推薦する。推薦すべき候補者の数は、改選理事数から当該期に理事会の決定により増員又は減員される理事数を調整した後の数から前号による候補者の数を引いたものとする。
- 3 選挙管理委員会は推薦された候補者の被選挙権を確認し、被選挙権を有しない者が候補者として推薦されている場合にはその者を候補者から除き、当該の者を推薦した委員会または理事会に該当する数の候補者の推薦を再度求めなければならない。この手続きは前各号の推薦の段階でそれぞれ行うものとする。
- 4 候補者は、前号1、2いずれにより推薦されたかによって区別せず、またこれを公表しない。

(推薦諾否の確認)

第13条 選挙管理委員会は、前条により推薦された者に対し理事候補者となることを応諾するか否かを文書により問い合わせる。

(理事候補者の補充)

第14条 前条の問い合わせに対し理事候補者となることを応諾しない者があった場合には、選挙管理委員会は、その者を候補者から除き、当該の者を推薦した委員会または理事会に、該当する数の候補者の推薦を再度求める。第11条1、2に定めた数の候補者が応諾するまで、前項および本項の手続きを繰り返すものとする。

(監事候補者の推薦)

第15条 理事会は、被選挙権を有するものから監事候補者を選挙管理委員会に推薦する。推薦すべき候補者の数は改選される監事の数とする。

- 2 被選挙権の確認、推薦諾否の確認および候補者の補充については、第11条3、第12条、第13条の規定を準用する。

## 第5章 役員候補推薦委員会

(任務)

第16条 役員候補推薦委員会は、第4章および第8章の規定により選挙管理委員会に役員候補者を推薦することを任務とする。

(委員の委嘱および委員会の構成)

第 17 条 役員候補推薦委員は、本会役員以外のもので本会正会員の中から次号の規定により推薦されたものを、審議を経ずに選挙管理委員会が委嘱する。

2 本会の委員会は、別表に掲げる定数の役員候補推薦委員を選挙管理委員会に推薦する。

別 表

運営委員会	2 名
編集委員会	各 1 名
出版委員会	
校閲委員会	
教育講習委員会	
研究委員会	
増強委員会	
広報情報委員会	
国際企画委員会	

3 2 個以上の委員会、研究会から同時に推薦を受けた委員があった場合にも、当該委員の権利・義務は他委員と同一とし、また、補充は行なわない。

(委員会の性格)

第 18 条 役員候補推薦委員会は非公開とし、委員名、議事録等は、公表しない。

2 役員候補推薦委員は、推薦した候補者の氏名を陳述する義務を負わない。

(役員候補者との関係)

第 19 条 役員候補推薦委員自身も役員候補者として推薦を受ける権利を有し、それを応諾した場合にも委員を辞任する必要はない。

(委員長)

第 20 条 役員候補推薦委員長は、委員の互選による。

(任期)

第 21 条 役員候補推薦委員の任期は、委嘱された日から次の定時社員総会の日までとする。委員は、再任を妨げない。

## 第 6 章 選挙の実施

(告示)

第 22 条 選挙管理委員長は、毎年 11 月に次期役員の選挙方法および期日を選挙告示として有権者に知らせる。

(有権者の確認)

第 23 条 選挙管理委員会は、選挙の都度有権者の確認を行なわなくてはならない。

(投票)

第 24 条 選挙は投票により、投票は、1 人 1 票に限る。

(電子投票を用いた選挙の目的)

第 25 条 本会が執り行う役員選挙について、利便性を向上させるためにインターネットを用いた投票(以下「電子投票」)を導入する。

(電子投票を用いた選挙の運営方法)

第 26 条 選挙管理委員会は、選挙告示に示した日までにインターネット等電子媒体(電子投票システム、Microsoft Forms、Google Forms 等)を用いた電子投票の実施を有権者(投票資格のある会員)に連絡しなければならない。

2 電子投票の投票用紙には、候補者名簿として候補者の氏名および現職を明記する。選挙管理委員会は、候補者名簿に記載する事項の記入を予め各候補者に求めるものとする。

(電子投票の記入事項および投票方法)

第 27 条 投票資格のある会員は、電子投票の連絡を受けた場合、以下の手順で電子投票することができる。

2 本会のホームページにログインし、電子投票システムの操作を行う。電子投票用紙に予め明記された候補者名については、印をつけ、またはつけないことによって電子投票の意志を表わすものとする。

3 電子投票用紙に記載されていない者に投票する場合は、空欄に記入するものとする。

4 電子投票用紙には、投票資格のある会員の氏名と会員番号を記入するものとする。

5 電子投票は、選挙告示に示した日までに、電子投票による手続きを完了したものを有効とする。

(開票)

第 28 条 選挙管理委員会は、運営委員長および監事立会のもとに、投票締切日の翌日より 5 日以内に開票する。

2 やむを得ない理由により 5 日以内に開票できない場合には、選挙管理委員会の発議による理事会審議を行い、理事会の承認を得た上で開票を延期することができる。ただし、選挙管理委員会は遅くとも総会の前日までに開票を行うこととする。

## 第 7 章 当選人

(当選人)

第 29 条 有効投票の過半数を得たものをもって当選人とする。各候補者の得票数は、公表しないものとする。

(当選に関する報告)

第 30 条 選挙管理委員会は、選挙の結果を会長に報告する。会長は、それを総会に報告し、承認を得なければならない。

## 第 8 章 補充選挙

(補充選挙)

- 第 31 条 当選人の数が役員の定数に満たない場合には、補充選挙を行わなければならない。  
第 32 条 補充選挙には前章までの規定を準用する。

(改定記録)

1972 年 9 月 25 日理事会制定

1977 年 3 月 17 日理事会改定

2000 年 9 月 28 日理事会改定

2002 年 9 月 24 日理事会改定

2012 年 9 月 28 日理事会承認

2015 年 6 月 26 日理事会承認…委員会統合 (別表)

2017 年 11 月 28 日理事会承認…16 条の推薦委員数変更, および第 1 種研究会を国際企画委員会に変更 (16 条 2 の文言, および別表修正)

2019 年 6 月 25 日理事会承認…16 条 2 項別表を改定 (編集・出版員会の再編に伴う変更)

2019 年 10 月 31 日理事会承認…誤記訂正

2020 年 4 月 3 日理事会承認 (メール審議), 2020 年 4 月 28 日理事会報告…26 条 2 項追加

2021 年 4 月 27 日理事会承認…16 条 2 項別表を改定 (増強・広報情報委員会の再編に伴う。2021 年 5 月 25 日施行)

2022 年 7 月 25 日理事会承認…16 条 2 項別表の文言修正 (「運営」を「運営委員会」へ)

2024 年 10 月 22 日理事会承認…電子投票に関する 25 条, 26 条, 27 条の追加, その他定義等を記載